

熊本県ミニバスケットボール連盟 規約

第 1 章 名 称

第 1 条 本連盟は、熊本県ミニバスケットボール連盟（以下「本連盟」と称す）と称する。

第 2 章 事務局

第 2 条 本連盟の事務を処理するために事務局をおく。

第 3 章 目 的

第 3 条 本連盟はミニバスケットボールの普及・発展と技術の向上を図り、併せて児童の体力の向上と健全なスポーツ精神を養うことを目的とする。

第 4 章 事 業

第 4 条 本連盟は、第 3 章の目的を達成するため下記の事業を行う。

(1) 競技会の開催 (2) 講習会の開催 (3) その他本連盟の目的達成に必要な事業

第 5 章 組 織

第 5 条 本連盟は、本連盟の役員、本連盟に加盟した本県ミニバスケットボールチームをもって組織する。

第 6 条 本連盟は、熊本県バスケットボール協会に加盟する。

第 7 条 本連盟は、運営上必要な部、及び支部をおく。

第 6 章 加盟・登録及び脱退

第 8 条 本連盟への加盟は、定められた登録をし、加盟料、登録料を納入することにより、資格を生ずる。次年度加盟せざる場合は、脱退したものとする。

第 9 条 本連盟の年度は、4月1日に始まり翌年3月末に終わるものとする。

第 7 章 役 員

第 10 条 本連盟は、下記の役員をおく。

会長（1名） 副会長（若干名） 顧問（若干名） 参与（若干名）
監事（若干名） 理事長（1名） 副理事長（若干名） 常任理事（若干名）
理事（若干名）

第 11 条 役員任期は2ヶ年とし重任・再任を妨げない。

第 12 条 会長・副会長は、理事会で、顧問・参与・理事（支部理事以外）は、常任理事会で推挙する。

第 13 条 会長は、本連盟を代表して会務を統轄し、副会長は会長事故あるときこれを代理する。

- 第14条 支部理事は各支部より選出し、本連盟と支部との連絡をとり行う。又、各支部で第4条の事業（競技会の県大会予選等）を行うとき、その会務を執行する。
- 第15条 監事は、理事会で選出し、会計を監査する。
- 第16条 理事長及び副理事長は、常任理事会の互選により選出し、常任理事の会務執行を総括する。
- 第17条 常任理事は、理事会で選出する。その他、会長指名常任理事若干名をおくことができる。常任理事は、理事会の決議に従い、会務を執行する。
- 第18条 部の構成員は、常任理事会で選出し、常任理事会で決議した事項を運営する。

第8章 会議

- 第19条 理事会は本連盟の決議機関である。
- 第20条 理事会は、定例理事会と臨時理事会とし、定例理事会は、毎年1回必ず会長が招集し、その議長となる。
- 第21条 常任理事会は、理事長が招集し、且つ会の議長となり、重要事項について協議する。
- 第22条 委員会は委員長が招集し、且つ会の議長となり、専門的事項の協議及び運営にあたる。
- 第23条 本連盟の会議は、全て構成人員の2分の1以上の出席者をもって成立する。但し委任状はこれを認める。
- 第24条 本連盟のすべての会議における議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

第9章 会計

- 第25条 本連盟の経費は、加盟料、登録料、大会参加料、寄付金及びその他の収入を以てあてる。
- 第26条 本連盟の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月末に終わるものとする。

第10章 補足

- 第27条 この規約の施行についての細則は、常任理事会の議決を経て別に定める。
(付) 本連盟の規約は、理事会で承認された昭和60年3月9日より有効とする。
平成20年4月19日一部改正
(第10条 参与の追加、第22条 委員会の明記)
平成21年4月18日一部改正
(第8条 登録料の追加)